

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄） 1

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通行障害建築物の要件）</p> <p>第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合）においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超え、当該前面道路の幅員が十二メートル以上六メートル以下の場合、当該前面道路の幅員が十二メートルを超え、当該前面道路の幅員が十二メートル以上のときは六メートルを超え、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル</p> <p>ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離</p> <p>二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合）において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離</p>	<p>（通行障害建築物の要件）</p> <p>第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合）においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。</p> <p>一 十二メートル以下の場合 六メートル</p> <p>二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離</p>

に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの